

II. 地方創生に向けた政府の主な取組み

2014年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が公表した「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」（通称「増田レポート」）は、「このままでは、多くの地域は将来消滅するおそれがある」¹¹とする衝撃的な内容であり、わが国において地方創生に向けた動きを加速させる契機となった。

2014年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（骨太方針）¹²では、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指し、少子化・人口減少の克服や地方再生などに総合的に取り組む方針が盛り込まれたほか、同年9月には、人口急減・超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」（以下「創生本部」という。）が設置され、以降、創生本部が中心となり、地方創生に向けた取組みが推進されることとなった（図表4）。

本章では、創生本部が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）、および「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（以下「基本方針」という。）の内容を概観する。

図表4：地方創生に向けた政府の主な取組み

2014年 5月	日本創成会議・人口減少問題検討分科会、「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」（通称「増田レポート」）を公表
6月	政府、「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（骨太方針）を閣議決定
9月	政府、まち・ひと・しごと創生本部の設置を閣議決定
11月	まち・ひと・しごと創生法、公布および一部施行 「選択する未来」委員会、最終報告書「未来への選択ー人口急減・超高齢社会を超えて、日本発 成長・発展モデルを構築ー」を公表
12月	政府、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定
2015年 1月	地域経済活性化機構（REVIC）、地域金融機関向け短期トレーニー制度を開始
2月	内閣府地方創生推進室、地方創生コンシェルジュ制度を創設
3月	内閣府地方創生推進室、地方創生人材支援制度を創設
4月	まち・ひと・しごと創生本部、地域経済分析システム（RESAS）の提供を開始
6月	政府、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定 政府、「『日本再興戦略』改訂2015」を閣議決定
8月	金融庁、地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要を公表
10月	第3次安倍改造内閣において、一億総活躍担当大臣新設
12月	政府、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」を閣議決定 まち・ひと・しごと創生本部、「地方創生人材プラン」を公表

¹¹ 地域間の人口移動が将来も収束しないという仮定のもと、2040年に20歳から39歳の女性の数が5割以上減少する市町村は896（全体の49.8%）に上るとされている。

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～」（骨太方針）
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/decision0624.html>

1. 「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』・『総合戦略』」

(1) 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」

長期ビジョンは、わが国の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示するものとされている。

具体的には、基本的視点として、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決、の3点が掲げられているほか、地方創生がもたらす日本社会の姿として、自らの地域資源を活用した多様な地域社会の形成、外部との積極的なつながりによる活性化等が示されている。

(2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

総合戦略では、長期ビジョンを踏まえ、2015年度を初年度とする5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策がまとめられている。

① 従来の政策の検証と政策5原則

地方の人口流出や少子化対策としては、これまでも様々な施策が講じられてきたところであるが、地方の人口流出等に歯止めがかかっていない要因として、①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」な施策、⑤「短期的」な成果を求める施策、の5点を挙げている。

そのうえで、地方創生に向けた政策原則として、①自立性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視という5つの原則（以下「政策5原則」という。）¹³が掲げられている。

② 「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」

政策5原則にもとづき地方創生を図っていくに当たっては、地方自らが考え、責任を持って総合戦略を推進すること等が必要とされている。さらに、そのためにはPDCAサイクルの確立が不可欠であり、国と地方との役割分担のもと、地方を主体とした枠組みの構築に取り組んでいく必要があるとされ、具体的な取組みとして、①5か年戦略の策定、②データにもとづく、地域ごとの特性と地域課題の抽出、③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化、④地域間の連携推進、が挙げられている。

この5か年戦略の策定では、「各地方公共団体は、国の『長期ビジョン』と『総合戦略』を勘案し、遅くとも2015年度中に、中長期を見通した『地方人口ビジョン』と5か年の『地方版総合戦略』を策定し実行するよう努めるものとする」とされ、「地方版総合戦略」の策定に当たっては、地域金融機関、政府系金融機関等の知見等を積極的に活用することとされている。

③ 4つの基本目標

総合戦略では、今後の施策の方向として、4つの基本目標が掲げられている（**図表5**）。

¹³ ①自立性：各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようなものであるようにする。
②将来性：地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。
③地域性：各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。
④直接性：最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。
⑤結果重視：PDCAメカニズムのもと、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

また、地域産業の競争力強化、企業等における地方採用・就労の拡大、地方大学等の活性化等について、具体的な数値目標を含む政策パッケージが示されている。

図表5：総合戦略における4つの基本目標

<p><基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する</p> <p>・2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出。</p> <p><基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>・2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡。</p> <p><基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>・2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上。</p> <p><基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>・「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。</p>
--

④ 総合戦略の改訂

2015年12月、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（以下「総合戦略（改訂版）」という。）が閣議決定された。

総合戦略（改訂版）では、新たに「地方創生版・三本の矢」が示されている。具体的には、①情報支援の矢（地域経済分析システム（RESAS）の開発・普及促進、日本版DMO¹⁴への情報支援）、②人的支援の矢（地方創生リーダーの育成・普及、地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度）、③財政支援の矢（地方創生の深化のための交付金、地方創生関連補助金等の見直し、地方財政措置、税制）によって、地域の取組みを、情報、人材、財政の3つの側面から支援することとされた。

2. 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」

2015年6月、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。基本方針は、国の総合戦略に掲げられた基本目標の達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応の方向を取りまとめたもの、また2015年度における取組みの方向性を示すとともに、総合戦略の改訂を通じ、2016年度以降の施策展開につなげていくものとされている（長期ビジョン、総合戦略との関係は図表6）。

(1) ローカル・アベノミクスの実現

基本方針では、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化して地方創生の深化を目指すことが必要であるとされており、ローカル・アベノミクスの実現の浸透を図ることの必要性が指摘されている。具体的には、

¹⁴ Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

①「稼ぐ力」を引き出すこと（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）、②「地域の総合力」を引き出すこと（頑張る地域へのインセンティブ改革）、③「民の知見」を引き出すこと（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）によって、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、ひいては高度な技術や情報等が全国津々浦々で共有されるような、活力ある日本経済を取り戻していくことが重要であるとされている。

また、地方創生の深化のためには、従来の「縦割り」の事業や取組みを超えた、新たな枠組み（官民協働および地域連携）、「担い手」（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、「圏域」（「広域圏域」から「集落生活圏」まで）作りが重要であると指摘されている。

(2) 総合戦略の推進に当たっての支援方針

国は地方公共団体に対して、情報面・人材面・財政面からの多様な支援を実施し、「地方版総合戦略」の策定・実施や地方公共団体相互の連携のための支援に取り組むこととしている。

情報面については、「地域経済分析システム（RESAS）」の提供等により、今後もワンストップで地方公共団体に対する活用支援、新たなデータ分野の追加、国民への広報・普及等に努めるとしている。

人材面については、「地方創生コンシェルジュ制度」¹⁵や「地方創生人材支援制度」¹⁶の拡充に取り組むとしているほか、地方創生を担う様々なタイプの専門人材について官民協働で体系的・総合的に確保・育成するための「地方創生人材プラン（仮称）」を2015年末までに策定するよう検討し、成案を得るとしている¹⁷。

財政面については、統一的な方針のもとで関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う新型交付金を創設するとしている。この新型交付金は、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に合わせて、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立のもと、官民協働や地域間連携の促進、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成等の観点で先駆性のある取組みや、地方自ら既存事業の隘路を発見し打開する取組み（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援するものとされている。また、地方創生関連補助金等について、適切な重要業績評価指標（Key Performance Indicators：KPI）やPDCAサイクルの整備、手続きのワンストップ化等による「縦割り」の弊害防止等の見直しを行うとしている。

¹⁵ 地方公共団体が地方創生の取組みを行うに当たり、国が相談窓口を設け積極的に支援するために整備された制度。地域に愛着のある国の職員を「地方創生コンシェルジュ」として選任。

¹⁶ 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する制度。

¹⁷ 2015年12月25日、まち・ひと・しごと創生本部は「地方創生人材プラン」を公表している。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h27-12-25-jinzai-plan.pdf>

図表6：基本方針、総合戦略、長期ビジョン等の全体像

